

令和 3 年度 第 2 回
愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和 3 年 5 月 25 日(火) 午後 4 時 00 分～午後 5 時 00 分						
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室						
出席委員 <u>13</u> 名	議席番号	農業委員氏名	出欠の別	議席番号	農業委員氏名	出欠の別	
	1	和喜田 重則	欠	8	西崎 梅一	出	
	2	孝野 覚也	出	9	河野 仁	出	
	3	西本 繁夫	出	10	尾崎 春夫	出	
	欠席委員 <u>1</u> 名	4	中川 里美	出	11	田中 定嘉	出
		5	西口 孝	出	12	山田 聡	出
		6	太田 憲男	出	13	谷口 八千代	出
7		山口 深	出	14	浜田 暁	出	
議事録署名人	13	谷口 八千代		14	浜田 暁		
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 3名 事務局職員 2名	職名	氏名		職名	氏名		
	推進委員	吉見 克巳		推進委員	山平 重治郎		
	推進委員	唐田 龍治					
	事務局長	吉村 克己		課長補佐	加洲 能子		
会議の内容	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について 議案第 4 号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)						

令和3年度第2回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から令和3年度愛南町農業委員会第2回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は14名中13名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に13番、谷口 八千代委員と14番、浜田 暁委員を指名致します。 それでは、日程第三、議案審議に入ります。 まず、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。 受付番号3番、城辺甲の2筆、地目・面積は田・763㎡で3条有償移転でございます。経営面積は360.6aでございます。 以上1件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第3条第2項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと思います。3番お願い致します。
委員	場所は、豊田から駄場に行く旧道の角のところですか。農業兼造園業を行っている譲受人に譲渡したいということです。その付近で、譲受人が稲作をしていて、申請地を購入して稲を作るということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご

	意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。 次に、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。 受付番号 2 番、御荘菊川、地目・面積は畑・442 m ² でございます。転用目的は農家住宅・農業用倉庫でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。 受付番号 3 番、城辺甲の 2 筆、地目・面積は田・507 m ² 、畑・46 m ² でございます。転用目的は居宅でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。 以上 2 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。2 番お願い致します。
委員	場所は、菊川小学校の隣です。知る限り 4・50 年前には住宅が建っていたと思います。
事務局	今回、浄化槽をするということで、初めて把握ができた状況です。
委員	この家は、申請者の義父が家を建てたな。それで、申請者の夫が相続し、夫が亡くなって、申請者が相続したかたち。

事務局	<p>こちらで把握しているのは、合併浄化槽の設置というかたちで申請が環境衛生課のほうにありまして、その時に、農業委員会に合議がまわりました。それで畑だというのが初めてわかり、申請者の方もその認識がなかったようです。それで指導として、始末書を入れて宅地に変えてくださいと。横の青い倉庫があるのですが、もともと農家ですので、畑に 200 m²以下の農業用倉庫を建てたものと考えております。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。3 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、教習所から下りて、短いトンネルから城辺トンネルのほうに行って、森林組合の下のほうになります。申請者は、申請地に居住用の家を建てたいということです。申請者の大阪に住んでいる叔母が、帰省の時の宿泊に自己住宅を貸していたが、帰省の頻度が多いので、申請地に住宅を建てて宿泊させたいと。ここは、申請者が叔父から相続した土地で、その時から家が建っていて、以前は叔父が住んでいました。叔父が平成 5・6 年ころに住宅を建てていたので、始末書を添付しての申請になっています。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>始末書を添付というのは、農業委員会に？</p>
事務局	<p>農地に建物が建っているということで、申請書に始末書を付けて申請されています。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>

議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 3 番、御荘深泥、地目・面積は田・497 m²でございます。転用目的は住宅でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>以上 1 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。3 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は深泥の集会所から 150mほど行った所で川のそばになります。今住んでいるところは子供が大きくなって狭くなってきたので、親の土地に家を建てたいということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 4 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 4 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明</p>

させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。

受付番号 37 番は再設定で、御荘平城の 4 筆、地目・面積は田・2,971 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 38 番は再設定で、御荘深泥、地目・面積は畑・291 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 39 番は再設定で、僧都の 4 筆、地目・面積は田・1,138 m²、使用貸借で生産物は水稲、期間は 2 年でございます。

受付番号 40 番は再設定で、僧都の 4 筆、地目・面積は田・6,348 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 41 番は再設定で、正木、地目・面積は田・1,693 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 42 番は再設定で、増田の 2 筆、地目・面積は田・2,125 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 43 番は再設定で、増田の 3 筆、地目・面積は田・2,990 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 44 番は再設定で、増田の 2 筆、地目・面積は田・1,300 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 45 番は再設定で、増田の 3 筆、地目・面積は田・2,096 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 46 番は再設定で、増田、地目・面積は田・904 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 47 番は再設定で、増田、地目・面積は田・553 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 48 番は再設定で、増田の 2 筆、地目・面積は田・2,296 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 49 番は再設定で、上大道の 2 筆、地目・面積は田・780 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 50 番は再設定で、上大道、地目・面積は田・338 m²、使用貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 51 番は再設定で、僧都、地目・面積は田・3,008 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 52 番は再設定で、小山の 2 筆、地目・面積は田・3,137 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 53 番は再設定で、増田の 3 筆、地目・面積は田・2,432 m²、賃貸

借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 54 番は新規で、城辺甲、地目・面積は田・1,341 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 55 番は新規で、城辺甲、地目・面積は田・1,145 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 56 番は新規で、小山、地目・面積は田・2,133 m²、使用貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 57 番は再設定で、御荘長月の 2 筆、地目・面積は田・459 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。

受付番号 58 番は再設定で、御荘長月の 8 筆、地目・面積は田・3,399 m²、畑・4,646.53 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。

受付番号 59 番は再設定で、城辺甲、地目・面積は畑・534 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 10 年でございます。

受付番号 60 番は新規で、御荘平山の 3 筆、地目・面積は田・375 m²、畑・228 m²、使用貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。

受付番号 61 番は新規で、御荘長洲、地目・面積は畑・18,971 m²の内 13,000 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 3 年でございます。

受付番号 62 番は新規で、御荘菊川の 2 筆、地目・面積は畑・1,587 m²の内 1,019 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。

受付番号 63 番は新規で、御荘菊川、地目・面積は畑・7,262 m²、使用貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。

受付番号 64 番は新規で、御荘菊川の 19 筆、地目・面積は田・4,431 m²、畑・6,423 m²、使用貸借で生産物は水稲・果樹・野菜、期間は 9 年 5 か月でございます。

受付番号 65 番は新規で、御荘平城外の 6 筆、地目・面積は田・5,164 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 1 年でございます。

受付番号 66 番は新規で、城辺甲の 2 筆、地目・面積は田・1,767 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 1 年でございます。

受付番号 67 番は新規で、緑乙の 11 筆、地目・面積は田・9,620 m²、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 1 年でございます。

受付番号 68 番は新規で、御荘長月、地目・面積は田・1,210 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

以上 32 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、54・55 番は吉見委員が議案関係者ですので退室をお願い致します。
委員	(吉見委員 退室)
議長(会長)	54・55 番ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。
委員	(吉見委員 入室)
議長(会長)	その他ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。
議長(会長)	以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議長

河野 仁

議事録署名人

沼田 暁

議事録署名人

谷口 八千代